

## 第4回府中市市民協働推進会議 会議録

- 日 時 令和3年9月10日（金）午前10時～午前11時半まで
- 会 場 府中駅北第2庁舎3階会議室
- 出席者 （委員）  
藤江会長、青山副会長、大島委員、岡本委員、小林委員、  
隆委員、田中委員、藤間委員、丸山委員、森村委員、山岡委員  
（事務局）  
阿部協働推進課長、中澤協働推進課長補佐兼都市交流担当副主幹  
兼支援係長、三宅協働推進係長、本田主任、新藤事務職員、高田  
事務職員  
（関係機関）  
吉田市民活動センター館長
- 欠席者 なし
- 傍聴者 なし
- 議 事
  - 1 開会
  - 2 議題
    - (1) 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて
    - (2) 令和2年度府中市協働事業評価結果及び令和4年度提案型協働事業選考結果並びに府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し（答申）（案）について
    - (3) その他
- 資 料
  - 1 府中市市民協働の推進に関する基本方針（改定案）（資料1）
  - 2 令和2年度府中市協働事業評価結果及び令和4年度提案型協働事業選考結果並びに府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて（答申）（案）（資料2）

## 1 開会

(会長) 定刻になりましたので、第4回府中市市民協働推進会議を開会いたします。事務局から本日の委員の出席状況などについて、報告をお願いします。

(事務局) 本日はご多忙のところ、本会議にご出席いただき、ありがとうございます。

また、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、前回に引き続き、オンラインにて、開催させていただいております。

進行にあたりご不便等おかけすることもあるかもしれませんが、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から何点かご報告を申し上げます。

まず、本日の出席状況でございますが、青山副会長より、途中退席の旨ご連絡いただいておりますが、現在のところ、定数11名中委員の皆様全員に出席をいただいております、過半数に達しておりますので、本会議は有効に成立していることを併せてご報告します。

なお、続きまして、本日の傍聴ですが、申し込みはございませんでした。

なお、前回に引き続き、府中市市民活動センタープラッツ館長の吉田様にご出席いただいておりますので、ご承知おきください。

(※事務局より資料の確認)

(事務局) 最後に、本日の流れについてでございます。

本日の議題は、2点ございます。

1点目は、府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて、先日皆様に事前確認をいただき、頂戴したご意見を反映した基本方針(改定案)について、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

2点目は、答申案全体の最終確認でございます。

前回会議でご承認いただいた、令和2年度府中市協働事業評価結果及び令和4年度提案型協働事業選考結果を含め、答申案全体として、最終確認をしていただきたいと思いますと考えております。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

まず、前回の会議で持ち越しとさせていただいた第2回会議の議事録及び、第2回会議で記載漏れのあった行動計画進行管理シート、第3回会議の議事録につきまして、事前に送付し、ご確認いただいておりますが、修正等でお気づきの点はございますか。

(委員) 議事録の発言者について、委員として個人の名前にしていないのが、個人を特定されないためなのであれば、副会長の発言についても、副会長として会長の代わりに議事の進行を行う場合以外は、委員とするのが良いのではないかと思います。

第1回の議事録については、修正する必要はないと思っておりますが、第2回、第3回の副会長の発言については、委員とするのが良いのではないかと思います。

また、修正するにあたり、第3回の13～14ページでは、副会長の発言の後、会長と事務局が副会長の発言として受けていますので、併せて副会長の発言として残すか、委員に修正するかは会長・副会長・事務局に一任します。

(会長) ありがとうございます。ご指摘のあった副会長の表記について、預からせていただきたいと思っております。

その他の委員はご意見ございますか。

ご意見がないようですので、議事録として確定します。

事務局は2回分の議事録及び資料を公開するよう手続きをお願いします。

(会長) 続きまして、議題に入る前に、第2回会議終了後に委員より頂戴したご質問について、可能な限り事務局で調べ、会議の場で共有することになっておりましたので、事務局から報告をお願いします。

(事務局) 事務局よりご説明いたします。頂戴したご質問は3点ございますので、ご質問ごとに回答させていただきます。

1点目は、第2回会議の参考1「令和2年度協働事業実績調査(集計表)」に掲載されていた、120事業のうち、令和2年度提案型事業の2件以外に、提案型事業は他にありますか。提案型事業が他にある場合、その事業は全て2年目の事業か、2年目以外の事業であれば、継続実施できている理由を教えてください。とのご質問でした。

こちらにつきましては、ご指摘の2件以外には、提案型事業はございませんでした。

2点目は、120事業のうち、行政提案型と同じ「委託」は35事業、市民提案型と同じ「補助」は10事業ありますが、このうち、市委託料が50万円以上の事業、補助金の補助率が1/2以上または50万円以上の事業があれば、事業番号及び事業の継続年数を教えてください。とのご質問でした。

こちらにつきましては、調査において把握しておらず、再度各課に照会をさせていただくための十分な時間がなく、この場で回答すること

ができず、大変申し訳ございません。

各事業の詳細の金額等は把握しておりませんが、委託につきましては、市が事業として実施する以上、市内全域を対象として実施する必要がありますので、ほぼすべての事業において、委託金額が50万円を超えるものと推察しております。

事業内容は良いものであっても、市内全域にサービスを提供するためのマンパワーや予算の確保が困難であることが、提案型協働事業として実施した事業が市の事業として継続されていない主な理由であると捉えています。

続きまして、補助金の補助率についてでございますが、府中市では、補助金を団体の自主・自立化を促すための一時的な財政援助と位置づけ、補助率は、原則1/2と定められております。

例外として、補助率が1/2を超えるものにつきましては、国や都により補助率が定められているもののほか、災害等の有事における補助金など、限られたものが対象となっております。

3点目は、提案型でない事業について、市委託料が50万円以上の事業、補助金の補助率が1/2以上または補助金50万円以上の事業があれば、提案型事業について「2年縛り、補助金の上限50万円」の制度設計とした経緯、提案型でない事業と条件の差異を付けた理由について教えてほしい。とのご質問でした。

こちらにつきましては、提案型協働事業の制度設計の経緯について、ご説明させていただきます。

提案型協働事業につきましては、平成26年度より、地域課題を効果的かつ効率的に解決するため、市と市民が協働して実施することで、市民サービスの向上に向けて、具体的な効果が期待できる事業の提案をする制度が求められていたことから、全て単年度事業と位置づけ、制度を開始したものでございます。

制度設計当初は、事業の必要性や効果が見込まれば、担当課において予算要求を行うものと考えていましたが、市の予算要求のスケジュール上、概ね夏頃から予算要求の手続きが開始いたしますので、事業成果が分からない状況で予算要求を行うことは困難であるため、担当課において事業化するには至っていないとの認識から、平成30年度より、2年間の複数年事業の提案ができるよう制度を見直し、市民が必要とする事業について、継続して安定的に実施できるよう、改善を図ったものでございます。

上限金額につきましては、提案型協働事業で試験的に事業を実施し、

事業の効果を測定するためのスタートアップとしての位置づけもあることから、上限を50万円に設定したものでございます。

委員から頂戴したご質問への回答は以上になります。

(会長) 事務局から委員から頂戴したご質問への回答がありましたが、いかがでしょうか。

(委員) ありがとうございます。

また、今回基本方針（改定案）の17ページでも、「5 市民協働を促進するための環境の整備」の最後の段落で「協働事業提案制度の改善を図るほか」という文がありますので、良いと思います。

問題意識としては、協働事業提案制度がせつかくあるのに、他の協働事業提案制度ではない事業との差異について疑問点を持っており、長く継続できる市民提案型もあると思いますので、育てていきたいという思いから、現状を把握したいと考え、ご質問させていただきました。

(会長) ありがとうございます。委員からのご質問については以上とさせていただきます。

## 2 議題

### (1) 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて

(会長) それでは、これより議題に入ります。議題1について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 事務局よりご説明いたします。

それでは、資料1をご覧ください。

「府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し」（改定案）について、ご説明させていただきます。

こちらは、8月下旬に事前確認用として送付させていただいた資料に、皆様から頂戴した意見を反映したものとなっております。

先日は、短い期間にも関わらず、事前確認にご協力いただき誠にありがとうございました。

頂戴したご意見は5件で、内容及び対応状況は、参考資料「府中市市民協働の推進に関する基本方針（改定案）」への意見等一覧のとおりでございます。

また、今回の資料をお送りしたところ、委員より、事前確認にて送

付した意見が反映されていないとご連絡をいただき、お送りいただいたメールが事務局に到着していなかったことが判明しました。意見等一覧（２）として、対応状況を記載しておりますので、ご確認ください。

また、その修正内容を反映した基本方針改定案について、資料１の修正版としておりますので、ご確認ください。なお、資料１の追加修正箇所は、黄色で着色しております。

本日の会議では、画面共有させていただき資料１の修正版をご覧ください、前回の会議後に修正した主な点について、事前確認用資料にてすでに修正済みの内容も含めて説明させていただきます。

こちらの資料において、事前確認用資料によって、すでに修正していた箇所は黒字になっておりますので、ご承知おきください。

まず、１ページをご覧ください。

２段落目の３行目、「プラッツに登録する目的型の市民活動団体は４５０団体を超え、」の「目的型の」の記載につきまして、目的型活動団体の定義が６ページに出てくると、また、「目的型の」がなくても文章が成立することから、「目的型の」の文言を削除いたしました。

５段落目の下から２行目、「今こそ、」から始まる文章につきまして、「今こそ、協働により地域課題が解決できるか否かで、自治体力が問われる時代はないのではないのでしょうか」となっていた部分を、「時代なのではないのでしょうか。」に修正いたしました。

次に、３ページをご覧ください。

「２ 市民協働の定義」につきましては、「協働の定義」と「市民協働の定義」の２つに分けていた項目を「（２）市民協働の定義」として統合し、１段落目で「協働」の定義を説明したうえで、２段落目のおり「上記の市民と協働の考え方に基づき、「市民協働」は、「市民と市との協働並びに市民同士の様々な主体間による協働」と定義します。」と記載いたしました。

また、全文を通して、市民協働の方が適した箇所の「協働」の文言を「市民協働」に修正いたしました。

5 ページに移りまして、「5 中間支援組織」につきましては、2 段落目において、各主体が中間支援組織に含まれる、としていた記載を改め、「4 市民協働の主体」に記載の全ての主体が上記いずれかの機能を有する場合には、中間支援組織の役割を担うことがあります」と修正しました。

6 ページに移りまして、「第 3 章の 1 各主体の特性と役割分担」につきましては、期待されます、可能ですなどの文末について、記載のとおり修正いたしました。

次に、「(1) 市民（個人）」の下から 3 行目、「市民一人ひとりがまちへ興味を持ち」についてですが、「まちへ興味を」を「まちづくりに興味を」に修正してはどうかとご意見をいただきましたが、まず「まち」を知ること、まちに興味を持つことが協働の第一歩であるということから、「まち」のままとし、「まちへ」を「まちに」に修正いたしました。

11 ページに移りまして、「【図 4-1】市民と市の関係性と協働事業の領域」をご覧ください。

こちらの図で伝えたいことは、市民と市との協働事業の領域について、市民が主体のものも市が主体のものもあり、市民と市の関与の度合いは様々である、ということのため、記載のとおり修正いたしました。

また、図の下の「※網掛け部分は、事業における市民と市の関与の程度を示しています」の説明文は、図の矢印によって表現できると考え、削除いたしました。

なお、図の番号については、章ごとに 1 から番号を振ることとし、章番号と番号を記載しています。

13 ページに移りまして、3 段落目の「様々な主体が、」から始まる

文章において、図の説明を追加するとともに、本文中に、図の番号をカッコ書きで追加いたしました。

次に、中段の「市民協働による府中市総合計画に掲げる都市像の実現」の下に、第7次総合計画に掲げる都市像として、「きずなを紡ぎ未来をひらく、心ゆたかに暮らせるまち府中」の文言を記載しておりましたが、第7次総合計画は現在策定中であり、確定前の文言であるため、削除いたしました。

次に、17ページをご覧ください。

「4 NPO、教育機関、事業者等の多様な主体との連携」の項目について、各主体の例示がタイトルと本文とで不一致だったため、項目名を「多様な主体同士の連携の拡充」に修正し、本文中の例示はそのままといたしました。

また、「主体との」となっていた部分を「主体同士の」に修正し、主体同士の連携であることを明確にいたしました。

前回の会議において、「提案型協働事業」について記載した方がよいとご意見をいただいておりますので、「5 市民協働を推進する環境の整備」の項目に、「協働事業提案制度」に関する記載を追加いたしました。

また、本文中の記載の各所に使用されている「いかす」の表記について、活用の活の字を使用した「活かす」に統一してはどうかとご意見をいただきましたが、府中市では、公用文において活の字を用いた「いかす」「いきる」の表記は行わず、ひらがなで表記することとしておりますので、活の字を使用していた箇所をひらがなに修正し、統一いたしました。

事務局からは、以上でございます。

(会長) ありがとうございます。改定案をご覧になりながら、説明をお聞きいただきましたが、修正箇所等について、ご意見ございますか。

(委員) 協働事業提案制度と提案型協働事業は同じでしょうか。



(事務局) 事務局からお答えいたします。内容としては、同じものを指しておりますが、事業名としては提案型協働事業、制度名としては協働事業提案制度でございまして、基本方針の記載については制度の改善を目的としておりますので、そのように記載いたしました。以上でございます。

(委員) 分かりました。

(会長) その他にございますでしょうか。

(委員) 11ページの【図4-1】についてです。

【図4-1】の網掛け部分に関する文言を消されていますが、図には網掛けが2色で塗られて残っており、理解しにくいと思いましたが、斜めの線は無くても良いのではないかと思います。

(会長) ありがとうございます。

11ページの【図4-1】で、図の下の文言は削除するということですが、図の中の色分けしている斜めの仕切りは不要ではないかというご意見でしたが、他の委員はいかがでしょう。

(委員) 私も図の下の文言を除くのであれば、斜めの線は不要だと思います。

(会長) 図自体は、一番上に矢印で、左に行くほど市民主体、右に行くほど市主体ということが書かれており、網掛けがあると理解しにくくなるということかもしれませんが、その他の委員はご意見ございますか。

(委員) 私は色があつた方が、どれくらい市民が関わっているかなどが分かりやすく良いと感じました。

(委員) 私は図の下の文言を除かずに、網掛けのままの方が、どちらが主体かといったウェイト感が分かるので良いと思います。そもそも図の下の文言を除いた趣旨を教えてください。

(事務局) 事務局よりご説明いたします。

網掛けとは言っておりますが、色刷りのこともあり、市民側と市側両方に色が付いておりますので、その点がこの表現ですと分かりづらいのではないかと思います。図の中の矢印で表現できる

のではないかという趣旨でした。そのため、皆様のご意見を反映し、再修正させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(委員) 青い部分が網掛けとして分かりづらいということであれば、的確に青色の部分を指す言葉にすれば良いと思います。

(会長) ありがとうございます。他の委員もご意見ございましたらお願いします。

(委員) 私も市民と市と関わり度合いが分かるので、区分があると分かりやすいと思います。網掛けや色の説明を図の下の文言に加えるのが良いと思います。

(会長) その他の委員はご意見ございますか。

(委員) この網掛けの部分は、お互いの力の入れ具合を表していると思いますので、残したうえで、図の下の文言を他の形に変えたら良いのではないかと思いました。

(委員) 図の下の文言は変える必要があると思います。

ただ、市民と市の色を分けた理由はあるのでしょうか。

(事務局) 事務局からご説明いたします。

こちらは市民側と市側を区分するために、色を2色使いましたが、資料が白黒で使用されることも想定し、両方濃い色だと両方黒くなってしまうため、暗めの色と明るめの色の2色を用いております。以上でございます。

(委員) 白黒で印刷されることも考えてということであれば、どちらも同じ色で良いのではないのでしょうか。

(会長) 2次的な印刷の場合は、白黒の場合もありますが、市長に提出する答申はカラーで印刷します。

【図4-1】の図の下に、括るような形で表現されている「市民と市との協働の領域」は真ん中の3つです。

先程委員からもご意見ありましたが、青色の部分については、市民

が主体で関与していることを表していて、赤色の部分は市が主体の色ということで、網掛けの色の違いが何を意味しているかを明記して残しておくことで、分かりやすい図である方が良いと思いますし、そのようなご意見が多かったと思います。図の色を工夫することも含まれているのかもしれませんが、力の入れ具合を色の違いで示しているという図の説明を入れて、分かりやすくしていくということで、預からせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員) よろしくお願ひします。

(会長) ありがとうございます。

その他にご意見はございますか。

(委員) 先程、事務局からも説明がありましたが、「いかす」という文言について、「いかす」、「生かす」、「活かす」の3種類で記載されており、「いかす」で統一するということが良いと思いますが、まだ、「生かす」が6ページ、7ページ、10ページの計4箇所ありますので、「いかす」に統一する必要があります。

(会長) ありがとうございます。再度確認したいと思います。

先程、事務局の説明では、公用文として「いかす」での統一ということで、再度確認したいと思います。

個人的には、「活かす」には積極的な意味があるのかと、委員のご意見を受け取っていましたが、公用文としてという部分と基本方針の中で統一していくということで、対応したいと思います。

(委員) 私も能動的な意味を表すため、「活かす」としたいと思っておりましたが、一番大事なのは統一することだと思います。基本方針(改定案)は10回程読みましたが、統一されていないとそこで躓いてしまうので、統一して記載するということが第一優先だと思います。

(会長) ありがとうございます。

それでは、「いかす」で統一するよう対応したいと思います。

その他、ご意見ございますか。

それでは、図の部分など一部預かりとさせていただいておりますが、ご意見がないということで、基本方針（改定案）についてご承認していただくということでよろしいでしょうか。

なお、預かりの部分については、会長・副会長・事務局で対応していくことも併せてご承認いただきたいと思います。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、皆様からいただいたご意見を参考資料に主な意見として追加しておりますが、ご意見ございますか。

(委員) 答申案に参考資料を添付する目的は何ですか。

(事務局) 事務局からご説明いたします。

皆様からどのようなご意見を頂戴して、基本方針（改定案）がまとまったかを、併せて市長に答申書として提出するものという趣旨でございます。

(委員) 意見が活発に出たというデモンストレーションにはなると思いますが、市長がこれをご覧になった時にどのような感想を持つのかと思いました。

(会長) 委員のご意見は、この参考資料は添付しなくて良いのではないかと、いう趣旨のご意見ということで、理解してよろしいでしょうか。

(委員) 方向性としては、そのような感じですか。

(会長) 参考資料として主な意見を付記することの妥当性について、その他の委員はいかがでしょうか。

(委員) 確認ですが、この参考資料の目的を簡潔に教えてください。

(事務局) こちらは、この会議でどのようなご意見が出て、ご議論いただいたかを示す資料でございます。

(委員) 市長に示す資料ですか。

(事務局) 市長への答申書に掲載する資料です。

(委員) この資料を受け取るのは市長ですか。

(事務局) はい。市長です。

(委員) 市長がこの資料を見て、委員から出た意見を把握するという事でよろしいでしょうか。

(事務局) はい。おっしゃる通りでございます。

(委員) 主な意見となっているので、これ以外にも様々なご意見がありましたが、代表的なものを記載していますということですね。

それとも、これが全てですというところまで拡大しますか。

(事務局) 主な意見として、皆様が協働についてどのようにお考えなのかが分かるような文章は残すような形で掲載したいと考えております。

(委員) それが伝われば良いと思います。目的によって読み方が変わると思いますので、慎重にする必要があると思いますが、因みに程度で伝わるものであれば、細かく言う必要はないと個人的には思いました。

ただ、これがしっかりとしたもので、リンクしているものと伝わってしまうと、また捉え方が変わると思いました。

(委員) 市長への答申ということですが、ホームページにも掲載され、情報公開されると思います。

また、基本方針に含まれていないような意見も委員からは出ていますが、基本方針には反映しなかったものもあるので、様々な意見について、参考資料として付けた方が良いと思います。

(会長) ありがとうございます。

その他の委員はいかがでしょうか。

参考資料は基本方針（改定案）を作りあげる過程での、現行の基本方針と改定案に至るまでのところで、出たご意見を主な意見として列記しています。そのため、最終案に反映されていないものもありますが、過程の中で出てきた意見を参考資料としています。

基本方針（改定案）として答申に記載する内容についての意見ということではなく、参考資料としての説明の文言を足して、意見ということで主要なものが含まれているということと、最終案に委員了解のもとで、必ずしも反映したものとそうでないものがあるということに

についても記載する必要があると思いました。多様な視点で意見を出していただいたということでの、ある種の一覧表のようなものとして理解していただくようにしたいと思いました。

(委員) 非常に良いと思います。見る方が色々な意見があった中での最終案について理解を深めることができると思います。

(委員) 先程、基本的には答申のみで使用するというのですが、ホームページにも掲載されますか。

(会長) 答申に付きますので、答申自体がホームページにアップされれば、掲載されます。

(委員) そういう面では、参考資料も情報公開されることを前提のうえで、参考資料を付けるべきかを委員に確認していただくのが良いかと思えます。

(会長) ありがとうございます。

参考資料については、基本方針（改定案）に至るまでの過程で出てきた委員の発言全てではなく、主な意見であるということと、その意見の中には、委員合意のうえで、基本方針（改定案）の中に反映されていないものもあるということについて、冒頭に表現を追加して掲載するという対応でよろしいでしょうか。

様々なご意見が出たうえで、基本方針（改定案）が出来上がっていることを知っていただく意味でも、多くの視点から出された意見を知っていただくという意味でも、参考資料として載せる意義はあり、ご覧になった市民や関係者にも参考になると思います。

(委員) よろしく申し上げます。

(会長) その他、ご意見ございますか。

それでは、丁寧に議論いただき、ご意見に対しても真摯に対応してくださいまして、ありがとうございました。

基本方針（改定案）については、預かりの部分がありますが、基本的には原案のとおり確定してよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) ありがとうございます。

(2) 令和2年度府中市協働事業評価結果及び令和4年度提案型協働事業選考結果並びに府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し(答申)(案)について

(会長) 続きまして、議題2「令和2年度府中市協働事業評価結果及び令和4年度提案型協働事業選考結果並びに府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し(答申)(案)」についてですが、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料2をご覧ください。

「令和2年度府中市協働事業評価結果及び令和4年度提案型協働事業選考結果並びに府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し(答申)(案)」について、ご説明させていただきます。

まず、1ページから8ページにつきましては、前回の会議にて皆様にご確認いただいた、「令和2年度府中市協働事業評価結果及び令和4年度提案型協働事業選考結果」になっております。

次に、9ページから33ページにつきましては、本日資料1として皆様にご確認いただいた「府中市市民協働の推進に関する基本方針(改定案)」が入ります。

最後に、34ページから48ページは、「参考資料」として、本会議の設置規則や検討経過、委員名簿など、今回新たに追加した部分になっております。

事務局からは以上でございます。

(会長) ありがとうございます。それでは、先程議題1でご承認いただいた基本方針(改定案)も含めた答申案全体を確認していただきたいと思いますが、ご意見等はございますか。

(委員) 7ページの2「市内公園を活用したコミュニティガーデンの創出」の主な意見にアダプトプログラムの記載がありますが、伝わりにくい

と思いますので、注釈を入れていただきたいと思います。

簡単に言いますと、市民団体や任意団体が手を挙げれば、公園を養子縁組として提供して、提供を受けた団体は自由に花壇づくりなどを行うことができる制度です。立川市や小平市等でも行われていますので、説明を加えていただきたいと思います。

(会長) 7ページの2「市内公園を活用したコミュニティガーデンの創出」の右端の列の最後の段落にアダプトプログラムの記載について、注釈を入れて分かりやすくしてほしいということですので、委員ご指摘の通り、注釈を入れるよう対応したいと思います。

(委員) よろしくをお願いします。

(会長) その他にご意見等はございますか。

(委員) 目次についてですが、「Ⅲ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて」の項目に、先程議論があった参考資料の各委員からの主な意見について記載がありませんが、理由を教えてください。

(事務局) 事務局からご説明いたします。申し訳ございません。委員ご指摘の点につきましては、記載漏れでございます。目次の「Ⅲ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて」の用語集の下に参考資料としてページ番号を振って追記する予定でございます。

(会長) 具体的には、28ページが用語集になるので、その後追加されるということです。また、ページが少しずれるということもあるかと思えます。

その他にご意見等はございますか。

それでは、今出た意見と議題1で預かりとさせていただいた部分を併せて、会長・副会長・事務局で対応したいと思います。

本日も含めて、様々なご意見をいただきました。非常に良い内容で出来上がっていると思っておりますが、文言修正等内容を確定して、市長への答申としたいと思しますので、原案の通り答申案についてもご承認いただいたということによろしいでしょうか。



(委員) 異議なし。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 答申はいつの予定でしょうか。

(会長) 9月30日を予定しています。

(委員) 答申の内容は、事前に委員には分かるのでしょうか。

(会長) 9月30日より前に、委員の皆様にお渡しできるように対応したいと思います。

(委員) ありがとうございます。

(会長) それでは、内容を確定し市長に答申するというところで、修正等を織り込んだうえで対応したいと思います。ありがとうございました。

振り返ってみると、全4回の会議の中で、大幅な変更とも考えられるくらい、委員の皆様にご検討していただく内容は多かったと思います。

内容としても、整理され、より明確化された部分も多いと思いますので、委員の皆様並びに、事務局に感謝申し上げます。

それでは、連絡事項として、事務局からお願いします。

(事務局) 事務局から2点、答申とその後の流れ、次年度の会議の開催について事務連絡がございます。

まず、答申とその後の流れにつきましてご説明いたします。

答申につきましては、本日のご意見等を踏まえて必要な修正を行ったうえで、9月30日に、当会議を代表して正・副会長に市役所にお越しいただき、市長に答申書を手渡ししていただく予定でございます。

また、その後の流れといたしましては、12月に開催される令和3年第4回市議会定例会に報告した後、12月にパブリックコメント手続きを行い、市民の皆様からご意見をいただく予定でございます。

パブリックコメント終了後は、市民の皆様からいただいたご意見をもとに、基本方針（改定案）に必要な修正を施したうえで、3月に開催される令和4年第1回府中市議会定例会に報告し、令和4年3月頃に正式に策定する予定としております。

続きまして、次回の会議の開催日程につきまして、ご説明いたします。

今年度の会議は本日が最終回となりますが、委員の任期は2か年でございますので、原則このメンバーで来年も実施いたします。令和4年度もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回会議の日程ですが、来年の5月頃の開催を予定しております。

日程が近づきましたら、別途日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に事務局を代表いたしまして、市民協働推進部長の堀江より、ご挨拶をさせていただきます。

(※市民協働推進部長挨拶)

(会長) ありがとうございます。今年度の会議は本日が最後ということになりますので、委員の皆様からも一言ずつご挨拶いただきたいと思います。

(※委員挨拶)

(会長) ありがとうございます。委員の皆様からご挨拶をいただいたところですが、会議に第2回以降オブザーバーとしてご出席いただいた、吉田市民活動センター館長からも一言ご挨拶いただきたいと思います。

(※市民活動センター館長挨拶)

(会長) ありがとうございます。それでは、事務局からも一言いただきたいと思います。

(※事務局挨拶)

(会長) ありがとうございます。最後に私からも一言挨拶をさせていただきます。

(※会長挨拶)

それでは、引き続き基本方針（改定案）の行く末についても、皆様

方の関わっている場で確認していただくとともに、実践していただくと良いと思います。

次回の会議は来年5月頃の予定ということで、近くなりましたら日程調整があるかと思しますので、よろしくお願いします。

最後に、このような状況の中、お時間を割いていただいたことに改めて感謝を申しあげ、本日の会議を閉会とさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

以上